令和6年度 所定疾患施設療養費 算定状況の公表について

介護者人保健施設において、入所されているご利用者様の医療ニーズに適応する観点から、 対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に対し、以下の要件を満たした場合に 評価されることになっております。

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

◆所定疾患施設療養費について

対象となる疾患は以下の通りです

- 肺炎
- 尿路感染症
- 帯状疱疹
- 蜂窩織炎
- 慢性心不全

◆算定条件

・上記治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、 処置等が行われた場合に算定。

(10日を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。)

- ・診断名及び診断に至った根拠、診断期間、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。
- 当該介護保険施設サービスを行う医師が感染症対策に関する研修を受講している。
- 所定疾患療養費は緊急時施設療養費との当時算定不可。

◆年度別算定状況

疾患名/年月		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数		1	2		2	3	2	1		5	1	1
	日数		3	8		10	12	9	3		22	2	5
帯状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数			1	1					2	1	1	
	日数			4	6					13	6	7	
慢性心不全	人数				1								
	日数				10								

(福)常陽会 介護老人保健施設 江風苑